

千葉県消防局訓令（甲）第4号

消防局及び各消防署

千葉県予防査察規程（平成15年千葉県消防局訓令（甲）第3号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

千葉県消防局長 須田 和 宏

第4条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

局長は、次に掲げる査察を執行する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

（2）重大な違反があり早急な是正措置が必要であると認められる査察対象物又は著しい火災危険が認められる査察対象物に係る査察

第18条中「及び」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、局長が立入検査の実施に当たり、別に様式を定めたときは、当該様式により前項の規定による通知をすることができる。

第42条中「千葉県火災予防条例施行規則」を「千葉県火災予防規則」に改める。

第43条中「第17条の4第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第53条中「第8条の2の3第5項」の次に「又は法第17条の2の3第4項」を加える。

別表を次のように改める。

別表

区 分	対 象
第1種査察対象物	ア 政令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（以下「特定用途防火対象物」という。）のうち、法第8条の2の2又は政令第36条第2項第1号に該当するもの。 イ 政令別表第1（17）項に掲げる防火対象物

第 2 種査察対象物	ア 特定用途防火対象物のうち、法第 8 条第 1 項の適用を受けるもので、第 1 種査察対象物以外のもの。 イ 政令別表第 1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで及び（16）項口に掲げる防火対象物（以下「特定用途防火対象物以外の対象物」という。）のうち、法第 8 条第 1 項の適用があり、かつ、政令第 2 1 条第 1 項又は条例第 3 4 条の 1 0 の規定の適用を受けるもの。
第 3 種査察対象物	特定用途防火対象物以外の対象物のうち、法第 8 条第 1 項の規定の適用を受けるもの。ただし、第 1 種査察対象物又は第 2 種査察対象物に該当するものを除く。
第 4 種査察対象物	政令別表第 1 に掲げる建築物その他の工作物のうち政令第 1 0 条第 1 項又は条例第 3 4 条の 4 の規定の適用を受けるもの。ただし、第 1 種査察対象物、第 2 種査察対象物又は第 3 種査察対象物に該当するものを除く。
第 5 種査察対象物	危険物製造所等
第 6 種査察対象物	第 1 種査察対象物から第 5 種査察対象物までに掲げるものの以外の消防対象物

注 政令とは、消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）をいう。

附 則

この訓令は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。